

機械設備積算基準の改定について

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 機械設備係・機械保全係

1. はじめに

機械設備積算基準は、国土交通省で発注する機械設備工事、機械設備点検・整備等の予定価格を適正に算出することを目的に、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課で制定しているものです。施工実態調査、諸経費動向調査、一般管理費等調査といった各種実態調査に基づき、工事、点検・整備等に必要とされる標準的な歩掛、諸経費、一般管理費等を定めています。

工事では、水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に対応しており、点検・整備では、水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備に対応しています。

本稿では、平成 31 年度機械設備積算基準の改定概要を紹介します。

2. 平成 31 年度機械設備積算基準の改定概要

平成 31 年度改定では、平成 30 年度の各種実態調査を分析した結果、点検・整備における「一般共通」、「水門設備」、「揚排水ポンプ設備」の改定を行うこととしました。以下に主な改定概要を紹介します。なお、詳細な改定内容については、国土交通省 HP で公表しています (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000023.html)。

(1) 一般共通（点検・整備）

点検・整備に関して、点検整備費の構成や共通事項、用語の定義、諸経費、一般管理費等の算出方法を定めています。

平成 31 年度改定では、点検・整備原価の直接経費において、施工実態調査の分析で変動が確認できたトンネル換気設備と非常用施設の直接経費率の改定を行っています。

(2) 水門設備（点検・整備）

水門設備の点検・整備に関する歩掛を定めたもので、主には河川用水門設備、ダム用水門設備の管理運転点検、目視点検、年点検における標準点検構成人員、標準点検日数等を定めています。

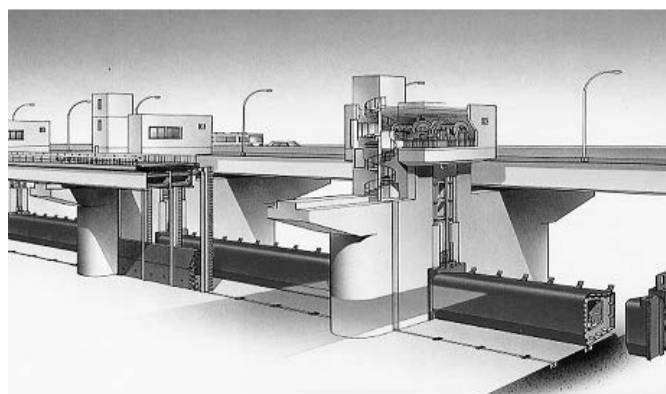


図-1 河川用水門設備の例

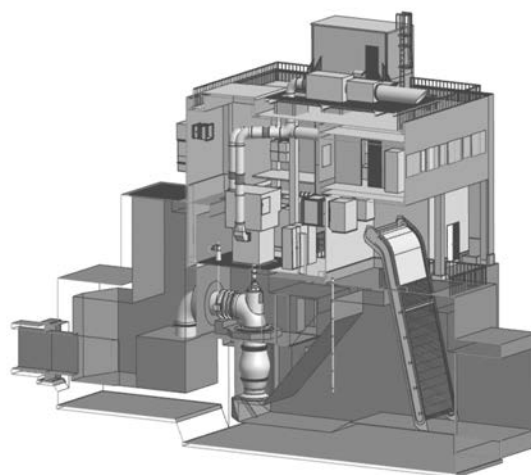


図-2 揚排水ポンプ設備の例

平成 31 年度改定では、施工実態調査の分析で変動が確認できた標準点検構成人員、標準点検日数等の改定を行っています。

(3) 揚排水ポンプ設備（点検・整備）

揚排水ポンプ設備の点検・整備に関する歩掛を定めたもので、揚排水ポンプ設備とコラム形水中ポンプ設備に区分しています。

① 揚排水ポンプ設備

水中ポンプを除く揚排水ポンプ設備の点検・整備に関する歩掛を定めたもので、主には年点検における標準点検工数や、管理運転点検、目視点検における標準点検日数等を定めています。

平成 31 年度改定では、揚排水ポンプ設備の区分及び構成を見直すとともに、施工実態調査の分析で変動が確認できた標準点検工数、作業区分別工数比率、工数補正等の改定を行っています。

② コラム形水中ポンプ設備

コラム形水中ポンプ設備の点検・整備に関する歩掛を定めたもので、主には年点検、月点検における標準点検工数を定めています。

平成 31 年度改定では、施工実態調査の分析でポンプ口径、計画吐出量および揚程範囲の拡大が確認できたことから、適用範囲の拡大を行っているとともに、施工実態調査の分析で変動が確認できた標準点検工数の改定を行っています。

3. おわりに

機械設備積算基準は、予定価格の算出に必要な標準的な歩掛、諸経費、一般管理費等を定めたものであることから、現場実態が適切に反映されたものでなければならず、適切に反映させるためには、施工実態調査、諸経費動向調査、一般管理費等調査といった各種実態調査による実態把握がとても重要になると考えています。

今後も、各種実態調査による実態把握に努め、適正な予定価格が算出できるよう必要な歩掛等の制定、改定に取り組んでいきます。